

公共工事における総合評価方式活用ガイドライン (案)

参考資料

参考 1	入札・契約手続の流れ	1
参考 2	評価項目の考え方	9
参考 3	除算方式と加算方式の比較	17
参考 4	評価内容の担保	22
参考 5	発注者の体制の整備	24

参考 1 入札・契約手続の流れ

総合評価方式を実施する場合の標準的な手順を、入札・契約方式別に次頁以降に示す。

現在の直轄工事における通常指名競争入札方式では入札・契約プロセスの中で企業からの技術資料等を求めるプロセスはないが、総合評価方式を適用する場合には、新たに企業から技術資料等を求めるプロセスが追加されるため、工事希望型指名競争入札と同様の手続が必要となる。

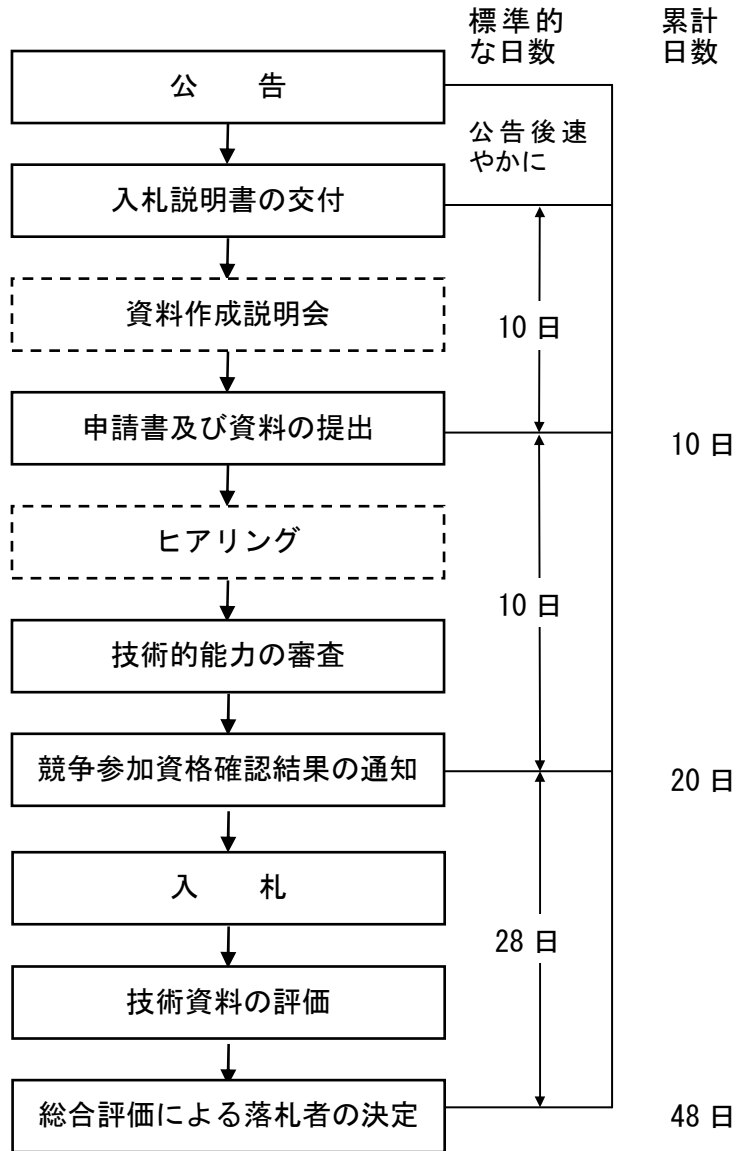
また、技術的難易度の高い工事については、その他の方式として二段階選抜方式、二封筒方式がある。

なお、日数については工事の内容に応じ、適宜短縮可能とする。

	一般競争 入札	公募型指名 競争入札	工事希望型 指名 競争入札	通常指名 競争入札
簡易型	○	○	○	
従来型 高度技術提案型	○	○		

(1) 簡易型

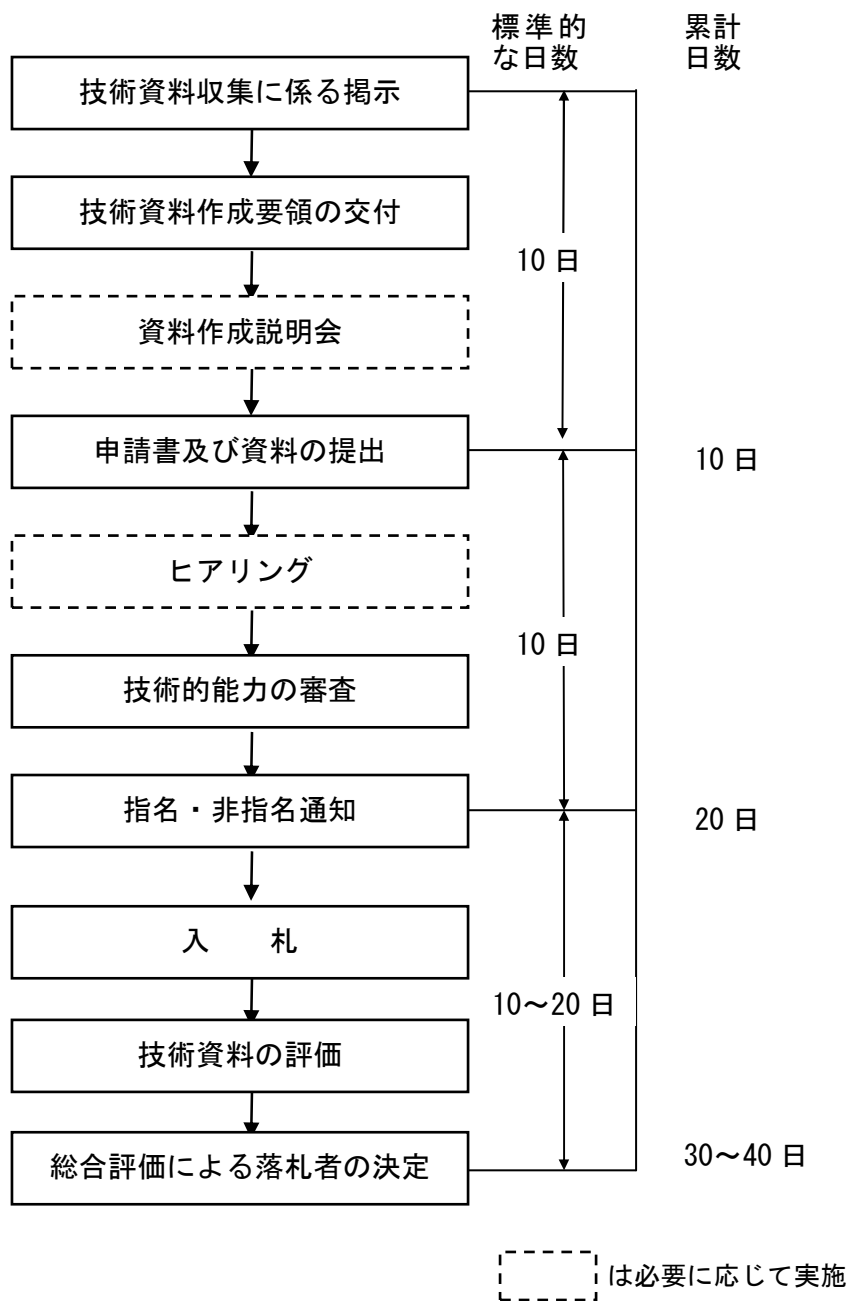
一般競争入札（簡易型）の流れ



〔 〕は必要に応じて実施

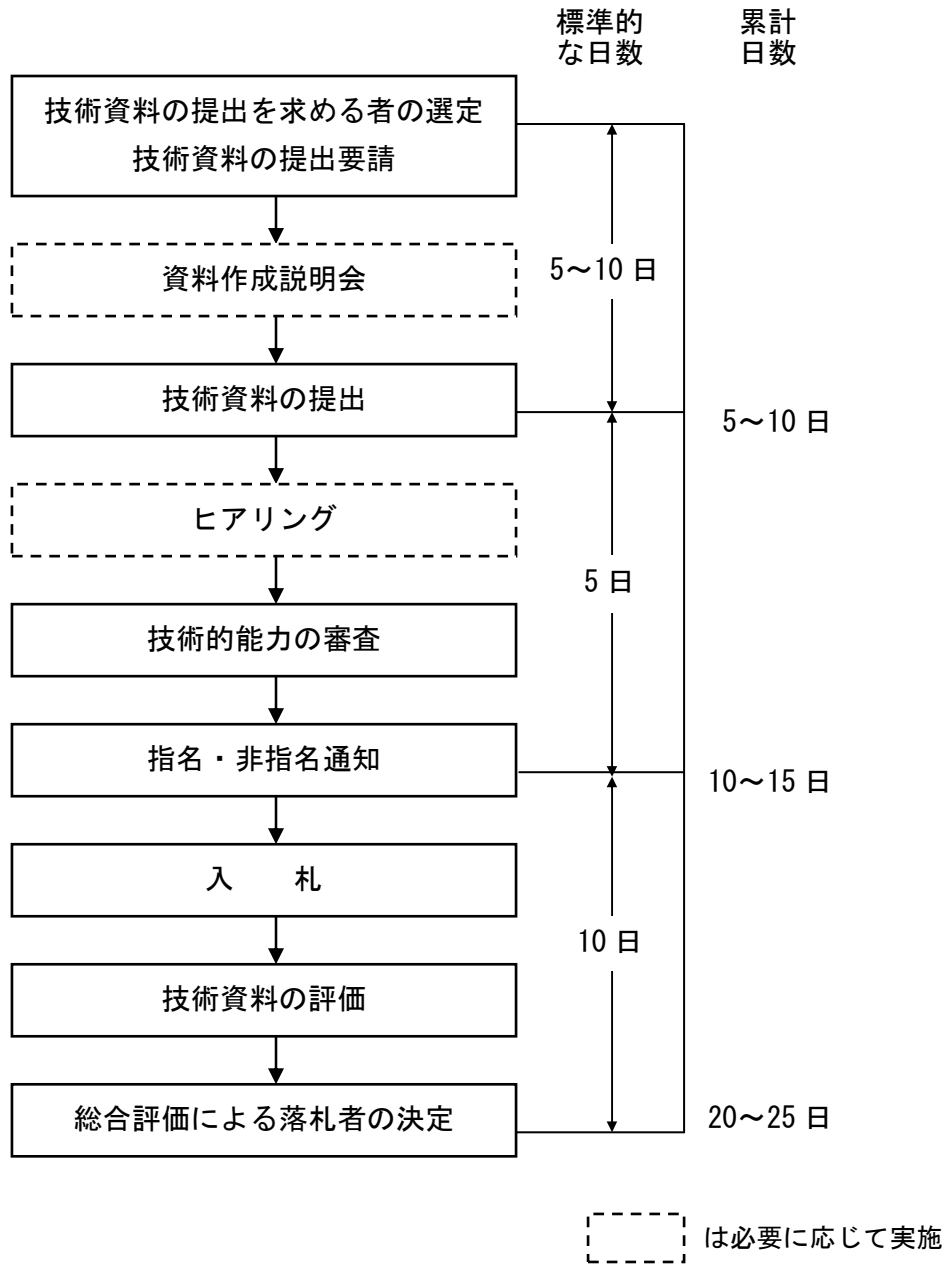
※所要日数については案であり、今後検討が必要である。

公募型指名競争入札（簡易型）の流れ



※所要日数については案であり、今後検討が必要である。

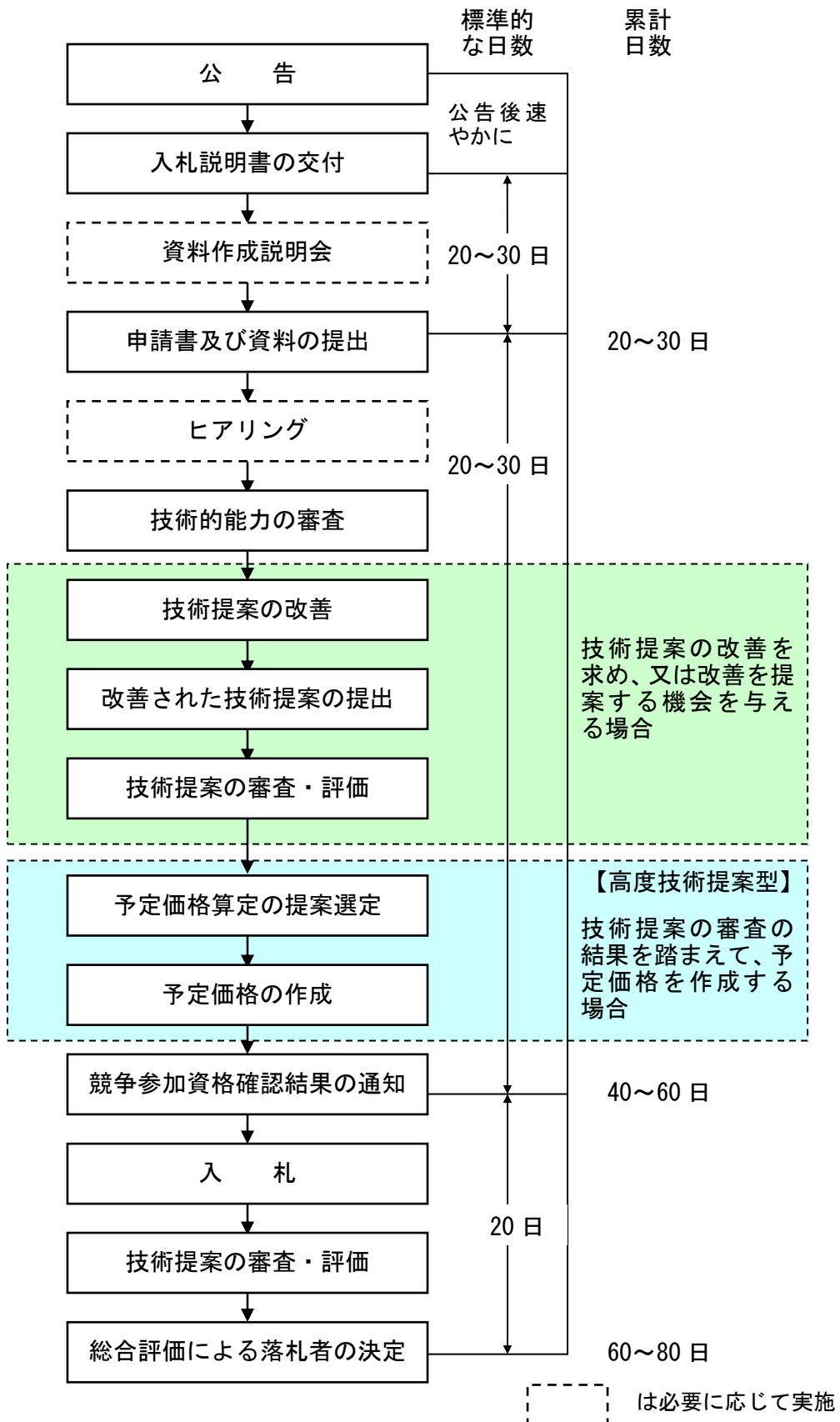
通常指名競争入札（簡易型）の流れ



※所要日数については案であり、今後検討が必要である。

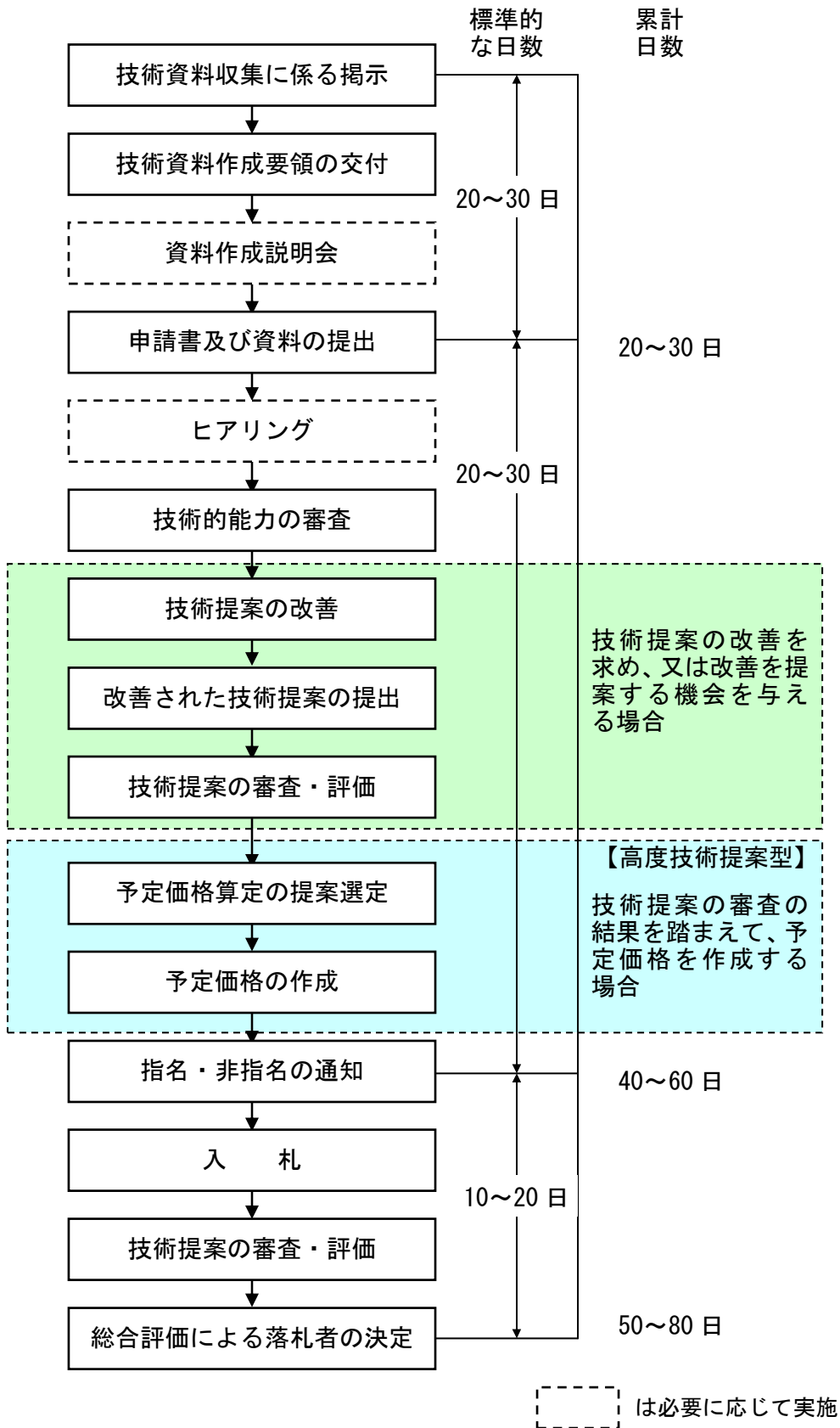
(2) 従来型及び高度技術提案型

一般競争入札（従来型及び高度技術提案型）の流れ



※所要日数については案であり、今後検討が必要である。

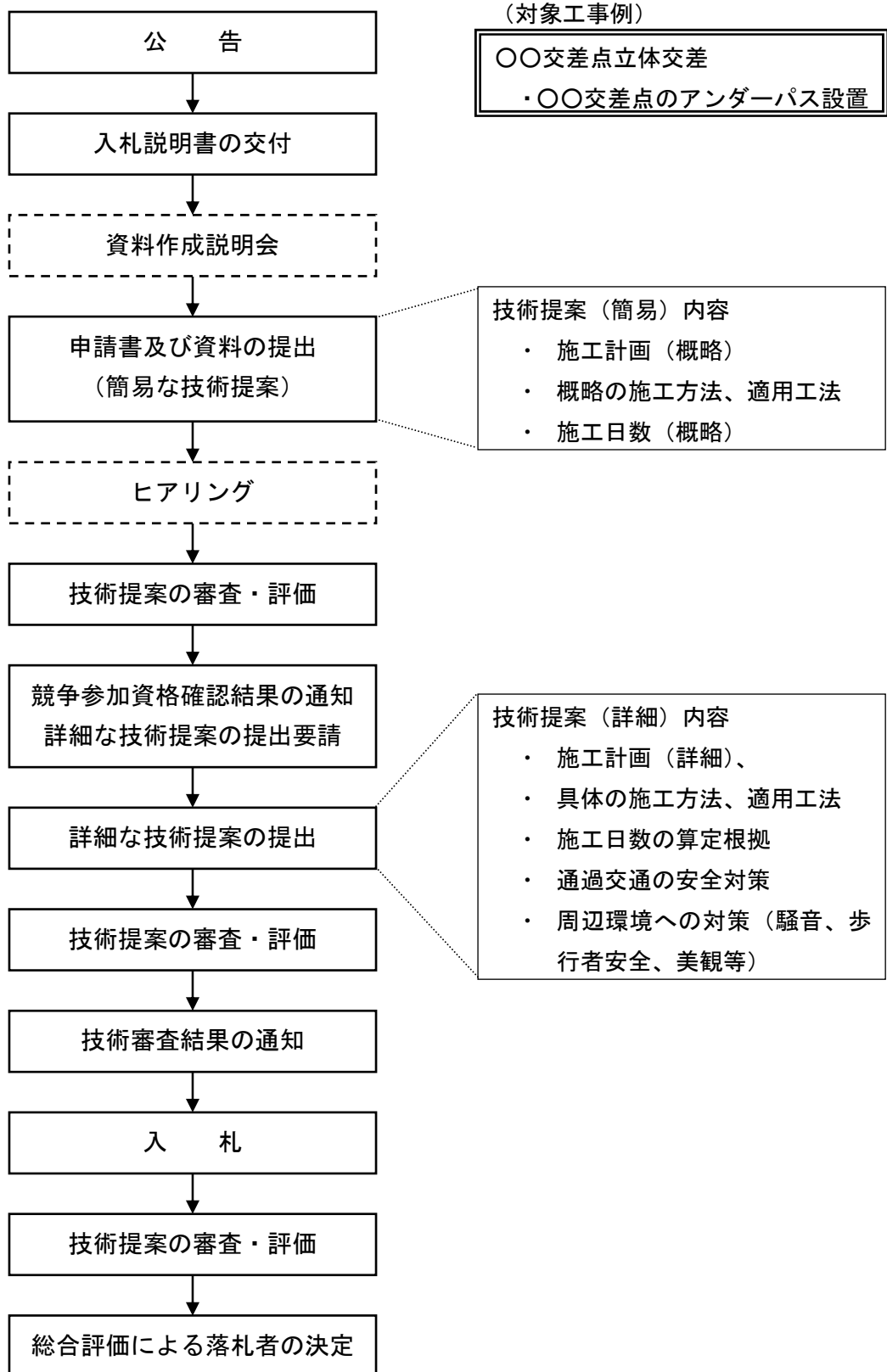
公募型指名競争入札（従来型及び高度技術提案型）の流れ



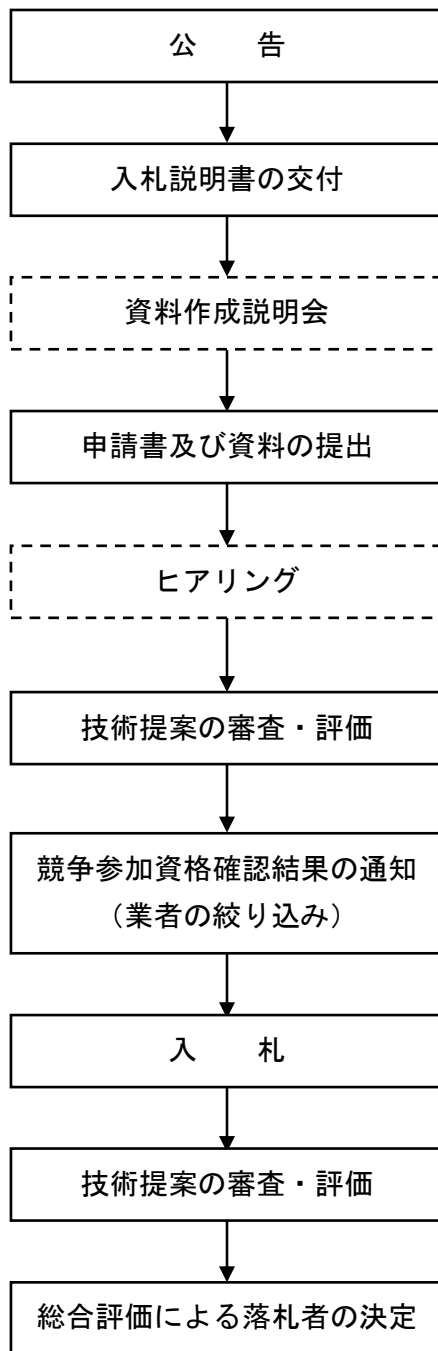
※所要日数については案であり、今後検討が必要である。

(3) 技術的難易度の高い工事に適用する方式

(a) 二段階選抜方式



(b) 二封筒方式



(対象工事例)

- 〇〇橋梁下部工事
- ・ 〇〇川の水中橋脚

求める技術提案内容

- ・ 施工計画
- ・ 仮締め切り日数
- ・ 具体の施工方法
- ・ 周辺環境への対策（水質汚濁等）

参考2 評価項目の考え方

(1) 評価項目の基本的な考え方

評価項目の設定においては、工事における必要度・重要度や評価項目に係わるデータの入手可能性等に基づき、適切に設定する。

公共工事の品質向上・確保のために重要な評価項目は、公共工事における企業への期待の観点から以下のように整理できる。

- ①企業の技術力
- ②企業の信頼性・社会性
- ③企業の高度な技術力

「①企業の技術力」は、発注者の指示する仕様に基づき、適切かつ確実に工事を遂行する能力を期待するものであり、当該工事の技術特性の理解度を把握するために施工計画を評価するとともに、企業が保有する施工技術の実績、当該工事の施工に直接係わる配置予定技術者の能力を評価対象とする。

「②企業の信頼性・社会性」は、工事を円滑に実施する能力を期待するものであり、現地条件を熟知している等の地域精通度、地域住民が安心して工事を任せられる企業であるかという視点から地域への貢献度を評価対象とする。

「③企業の高度な技術力」は、発注者の指示する標準的な仕様を入札者からの技術提案により改善し、工事の品質向上を図る能力を期待するものであり、総合的なコスト、性能・強度等や環境の維持・交通の確保等の視点から、入札者の技術提案を評価する。

総合評価方式の評価項目は、下図の簡易型、従来型及び高度技術提案型についてそれぞれ適用する工事の特性(工事内容、規模等)に応じて設定する。

①簡易型

簡易型の総合評価方式を適用する工事は、工事規模が小さい、あるいは技術的難易度が高くはないことから、技術提案の余地や効果が小さい。したがって、発注者の指示する仕様に基づき、適切で確実な施工を確保できる技術力を保有しているか確認する観点から、「①企業の技術力」を評価するとともに、必要に応じて「②企業の信頼性・社会性」を評価する。

近年、公共工事における不良工事が増加する傾向にあり、十分な性能・機能が確保できない、施工不良に伴う補修工事等により通行を規制する、供用開始時期が遅れる、あるいは工事に伴う騒音・振動対策が不十分である等の社会的便益の損失が大きい事例も見受けられる。工事規模が小さいものや難易度が低い工事においては、技術提案の範囲が限定され、公共工事の価値の向上を図る一方で、不良工事のリスクを回避するため、発注者が示す標準的な仕様に基づく適切かつ確実な施工がより重要となる。長期的に見れば、確実な施工を行うことにより工事目的物の性能が確保されるとともに、構造物の長寿命化や、長い供用期間にわたる維持管理の軽減にもつながるものである。これにより、国民にとっては、供用性・安全性の高い社会資本の確保、将来の維持管理費を含めた総合的なコストの縮減、事業効果の早期発現、工事の円滑な実施等の利益を享受できる。

さらに、地域の視点から見ると、工事場所の現地条件を熟知している、社員が日常生活において地域のためにボランティア活動をしている、災害時に迅速に対応し地域を守るために力を入れている等、地域に精通し、貢献している企業が工事を実施することにより、地域住民にとっては、工事が円滑に進み、安心感をもつことができるという利益を享受できる。

②従来型及び高度技術提案型

従来型及び高度技術提案型の総合評価方式を適用する工事は、工事規模が大きく、かつ施工上の技術的難易度が高いことから、技術提案の余地や効果は大きい。したがって、施工上の特定の課題について民間事業者によるVE提案を募り、工事の高度化を図る観点から、「③企業の高度な技術力」を評価するとともに、工事全般にわたる施工を確実に担保する観点から、「①企業の技術力」をあわせて評価する。

国民にとって最も有利な調達を行うためには、まず一義的にはより価値の高い工事を目指すことが求められる。特に、工事規模が大きく、難易度が高い工事では、発注者が示す標準的な仕様に対して技術提案を求めることにより、企業の優れた技術力を活用し、公共工事の価値（Value）をより高めることができる。その結果、国民にとっては、将来の維持管理費を含めた総合的なコストの縮減、工事目的物の性能・機能の向上、環境の維持や交通の確保といった社会的要請の高い事項への対応等の利益を享受できる。

なお、それぞれの評価項目ごとに予め履行検証の方法、不履行であった場合の評価内容の担保について設定しておく必要がある。（参考資料4参照）

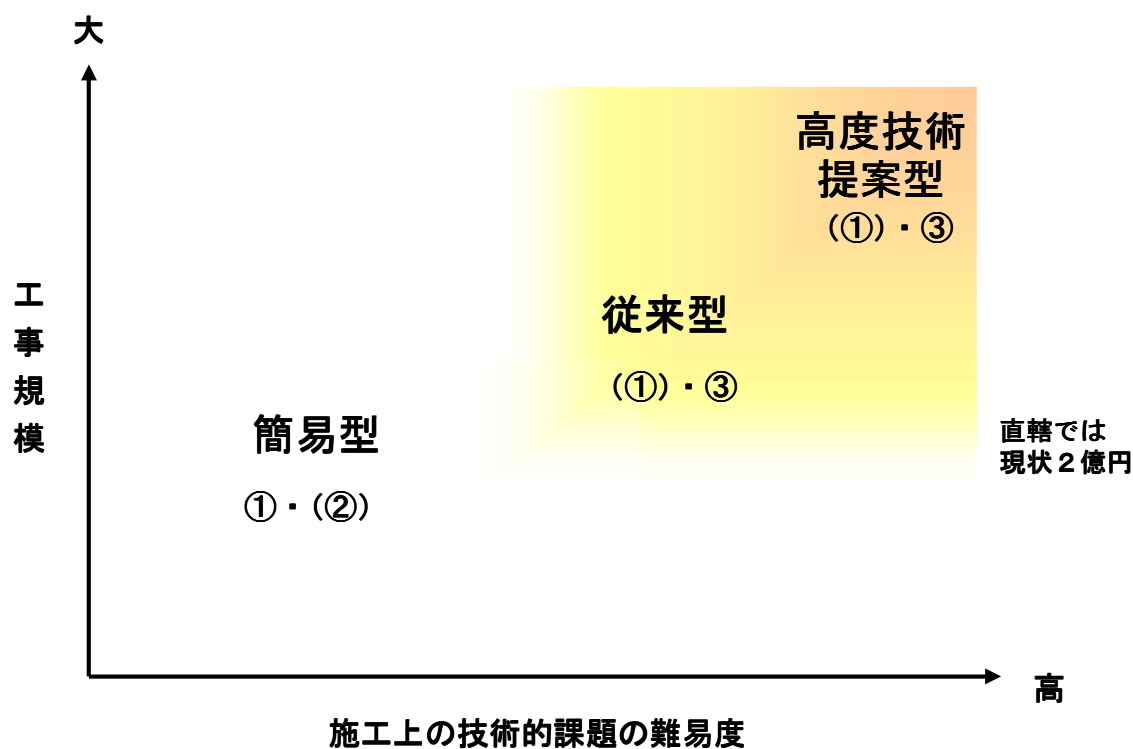


図 各方式における評価項目の設定

(2) 施工上の技術的課題の難易度の評価

施工上の技術的課題の難易度については、工事の施工条件、環境条件等から工事ごとに発注者が判断する。例えば、工事ごとに以下に示す施工上の技術的課題の例を参考に、主な課題を特定するとともに、個々の課題についてその重要性、難易度等を勘案し、当該工事全体の難易度について判断する。

表 施工上の技術的課題の例

施工上の技術的課題			備考
総合的なコスト	ライフサイクルコスト	<input type="checkbox"/> 供用中にエネルギーを消費する施設で、消費量の削減によりライフサイクルコストが削減される。	機械設備の燃料消費量の削減
		<input type="checkbox"/> 維持管理が困難な構造物で、長寿命化によりライフサイクルコストが削減される。	橋梁等の塗装
	補償	<input type="checkbox"/> 補償を要する工事で工期の短縮が補償費の削減につながる。	水利権、漁協権等の補償期間の短縮
工事目的物の性能・機能	性能・機能	<input type="checkbox"/> 自動車専用道や交通量の多い道路等で、走行性・低騒音が求められる。	道路舗装
		<input type="checkbox"/> 低騒音・低振動化により、住民満足度が向上する設備。	設備の騒音、振動
		<input type="checkbox"/> 施工数量により、設備の機能・性能が向上する。	利水容量等の確保
		<input type="checkbox"/> 材料やコンクリートの特別な品質管理・出来型管理が求められる。	コンクリート構造物等
社会的要請	近接施工	<input type="checkbox"/> 鉄道営業線があり、施工に配慮を要する。	
		<input type="checkbox"/> 架空線があり、施工に配慮を要する。	
		<input type="checkbox"/> 地下埋設物があり、施工に配慮を要する。	
		<input type="checkbox"/> 民家があり、施工に配慮を要する。	騒音、振動、粉塵
		<input type="checkbox"/> 病院・学校等の重要施設があり、施工に配慮を要する。	騒音、振動、粉塵
	現道作業	<input type="checkbox"/> 施工にあたり交通規制が伴う。	
		<input type="checkbox"/> 施工にあたり、歩行者の安全対策に配慮を要する。	
	水質汚濁	<input type="checkbox"/> 水質汚濁防止の対策が必要。	
		<input type="checkbox"/> 地下水遮断への対策が必要。	
	騒音・振動	<input type="checkbox"/> 施工にあたり、騒音・振動対策が必要。	
	大気汚染	<input type="checkbox"/> 施工にあたり、大気汚染対策が必要。	
	臭気	<input type="checkbox"/> 施工にあたり、臭気対策が必要。	
	地盤沈下	<input type="checkbox"/> 施工にあたり、地盤沈下対策が必要。	
	揮発性有機化合物	<input type="checkbox"/> 施工にあたり、ホルムアルデヒド等の揮発性有機化合物への対策が必要。	
環境	<input type="checkbox"/> 自然保護区域内や希少動植物への配慮が必要。	騒音、振動、粉塵、自然改変面積	

(3) 評価項目の設定

評価項目の設定例を以下に示す。

また、「③企業の高度な技術力」に関する評価項目の具体事例をあわせて示す。

表 評価項目の一例（簡易型）

企業への期待	評価の視点	評価項目例	特に重要な項目	提出を求める頻度		
				工事ごと	定期的	DB活用(※1)
①企業の技術力	施工計画	工程管理に係わる技術的所見	○	○		
		材料の品質管理に係わる技術的所見		○		
		施工上の課題に対する技術的所見		○		
		施工上配慮すべき事項		○		
	企業の施工実績	同種・類似工事の施工実績	○	○		
		工事成績(※2)	△			○
		優良工事表彰				○
		安全管理優良請負者表彰				○
		イメージアップ優良工事表彰				○
		関連分野での技術開発の実績		○		
	配置予定技術者の能力	資格	○	○		
		同種・類似工事の施工経験	○	○		
		工事成績(※2)	△	○		
		優良工事技術者表彰		○		
		技術者の専門技術力(※3)		○		
		当該工事の理解度・取り組み姿勢(※3)		○		
技術者のコミュニケーション力(※3)			○			
信頼性・社会性 ②企業の	地域精通度 地域貢献度	地理的条件			○	
		災害協定等による地域貢献の実績			○	
		ボランティア活動による地域貢献の実績			○	
		労働福祉の状況			○	
		地産品の使用状況			○	

(※1) 国土交通省においてデータベース化されている評価項目。

(※2) 工事成績は、企業並びに配置予定技術者の技術力を計る上で極めて重要な指標であり、工事成績評定を実施していない発注者においては今後早期に評定を実施することが望ましい。

(※3) ヒアリングを実施する場合の評価項目の例。

表 評価項目の一例（従来型及び高度技術提案型）

企業への期待	評価の視点	評価項目例	特に重要な項目	提出を求める頻度		
				工事ごと	定期的	DB活用(※1)
① 企業の技術力	施工計画	工程管理に係わる技術的所見		○		
		材料の品質管理に係わる技術的所見		○		
		施工上の課題に対する技術的所見		○		
		施工上配慮すべき事項		○		
		技術提案に係わる具体的な施工計画	○	○		
	企業の施工実績	同種・類似工事の施工実績	○	○		
		工事成績(※2)	△			○
		優良工事表彰				○
		安全管理優良請負者表彰				○
		イメージアップ優良工事表彰				○
		関連分野での技術開発の実績		○		
	配置予定技術者の能力	資格	○	○		
		同種・類似工事の施工経験	○	○		
		工事成績(※2)	△	○		
		優良工事技術者表彰		○		
		技術者の専門技術力(※3)		○		
		当該工事の理解度・取り組み姿勢(※3)		○		
	③ 高度な技術力	総合的なコスト	総合的なコストの低減に関する技術提案	○	○	
性能・強度等		工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案	○	○		
環境の維持等		社会的要請への対応に関する技術提案	○	○		

(※1) 国土交通省においてデータベース化されている評価項目。

(※2) 工事成績は、企業並びに配置予定技術者の技術力を計る上で極めて重要な指標であり、工事成績評定を実施していない発注者においては今後早期に評定を実施することが望ましい。

(※3) ヒアリングを実施する場合の評価項目の例。

(4) 評価基準の設定

(a) 評価項目ごとの評価基準

評価項目ごとの評価基準については、評価項目の特性を踏まえ、下記①による定量的な評価基準、又は下記②又は③のいずれかによる定性的な評価基準を設ける。

① 数値方式

評価項目の性能等の数値により点数を付与する方式。

この場合、標準的には、提示された最高の性能等の数値に得点配分に
応じた満点を、最低限の要求要件を満たす性能等の数値に0点を付与す
る。また、その他の入札参加者が提示した性能等については、それぞ
れの性能等の数値に応じ按分した点数を付与するものとする。

② 判定方式

数値化が困難な評価項目の性能等に関して、2段階、3段階等の階層
とその判定基準を設け、入札参加者ごとの評価項目値が該当する階層を
判定し、それに応じた点数を付与する方式。

この場合、例えば3階層（優／良／可）での判定では、標準的には、
優に該当するものには満点、良に該当するものにはその50%、可は0点
を付与するものとする。

なお、入札参加者の技術力が適切に得点に反映されるように、評価項
目ごとに階層数やその判定基準を設定することが重要となる。

③ 順位方式

数値化が困難な評価項目の性能等に関して、入札参加者を順位付けし、
順位により点数を付与する方式。

この場合、標準的には、入札参加者の最上位者に満点、最下位者に0
点を付与し、中間の者には均等に按分して点数を付与するものとする。

なお、この方式では、各入札参加者の性能等の分布により、得点の付
与が過大又は過小となるものが生じる可能性があるため、使用にあつ
ては十分な留意が必要である。

(b) 最低限の要求要件

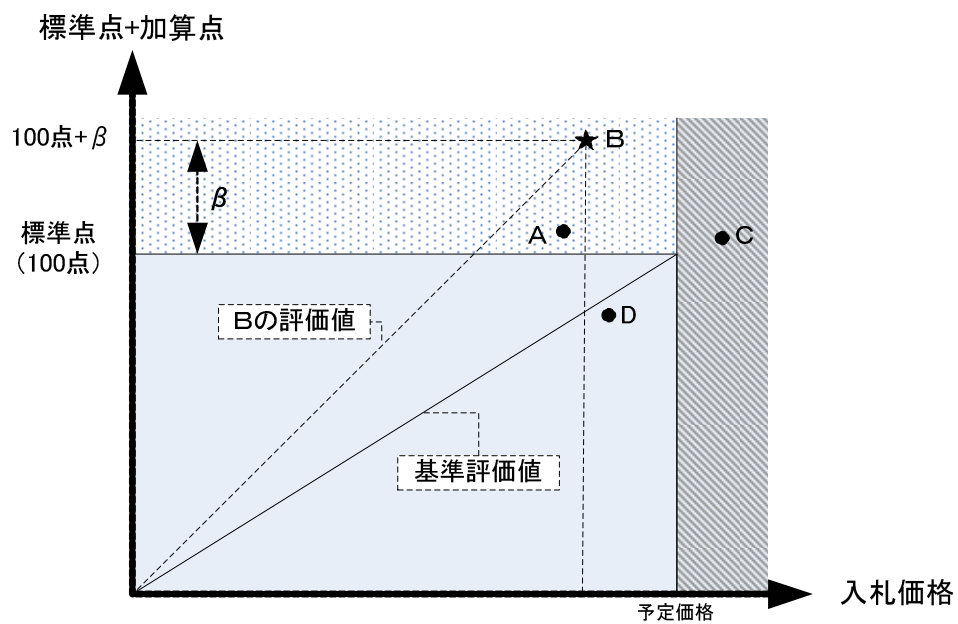
評価項目ごとに、必要に応じて最低限の要求要件を設け、この要求要件を
満たしている場合のみに得点を与え、満たしていない場合には欠格とし、入
札参加資格を与えないことができる。

参考3 除算方式と加算方式の比較

(1) 落札者の決定方法

落札者を決定するにあたっての評価値は、除算方式又は加算方式により算出して求めることを基本とする。除算方式及び加算方式のそれぞれの方式における落札者の決定方法のイメージを以下に示す。

(a) 除算方式

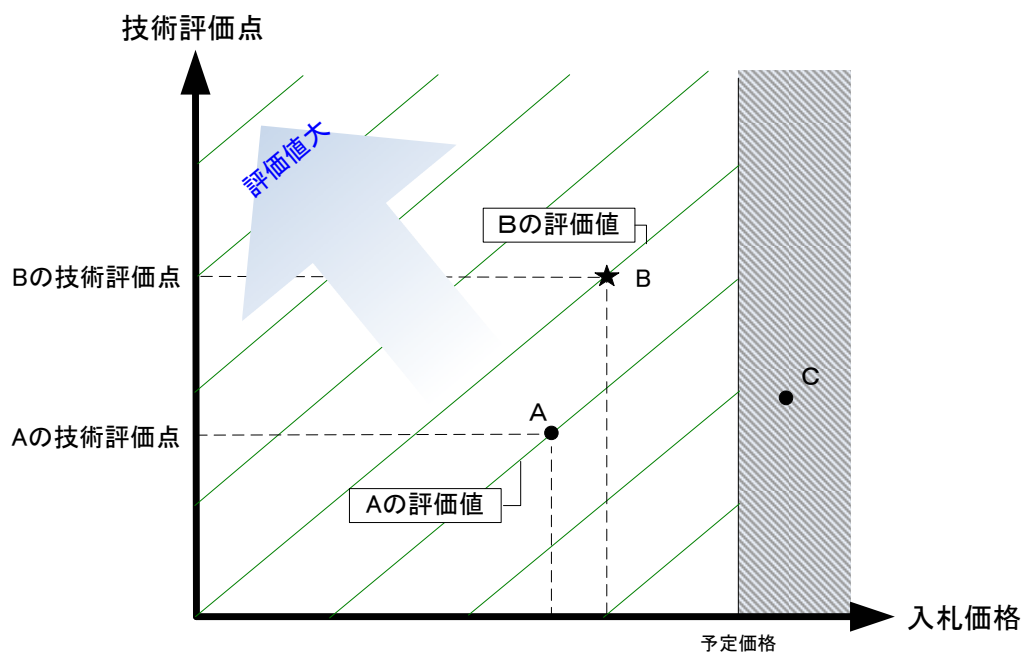



- は、「要件①(入札価格が予定価格の範囲外)」を満足しない領域
- は、「要件②(「最低限の要求要件」を満たさない)」を満足しない領域

- × C社は、『要件①』を満たしていない。(予定価格を超過)
入札価格 > 予定価格
- × D社は、『要件②』を満たしていない。
(「最低限の要求要件」を満たさない)
- × A社は、入札価格では上位だが、評価値がB社を下回る。
- B社は、2つの要件をクリアし、評価値が最も高いので落札者となる。

図 除算方式における総合評価方式のイメージ

(b) 加算方式



 は、「要件(入札工事価格が予定価格の範囲外)」を満足しない領域

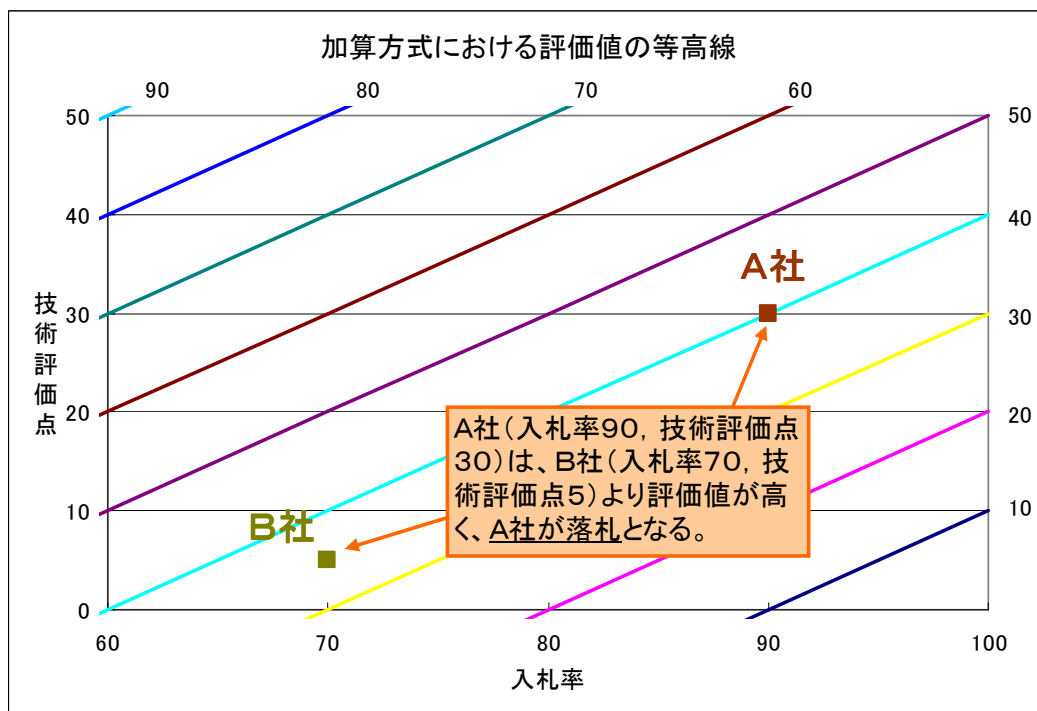
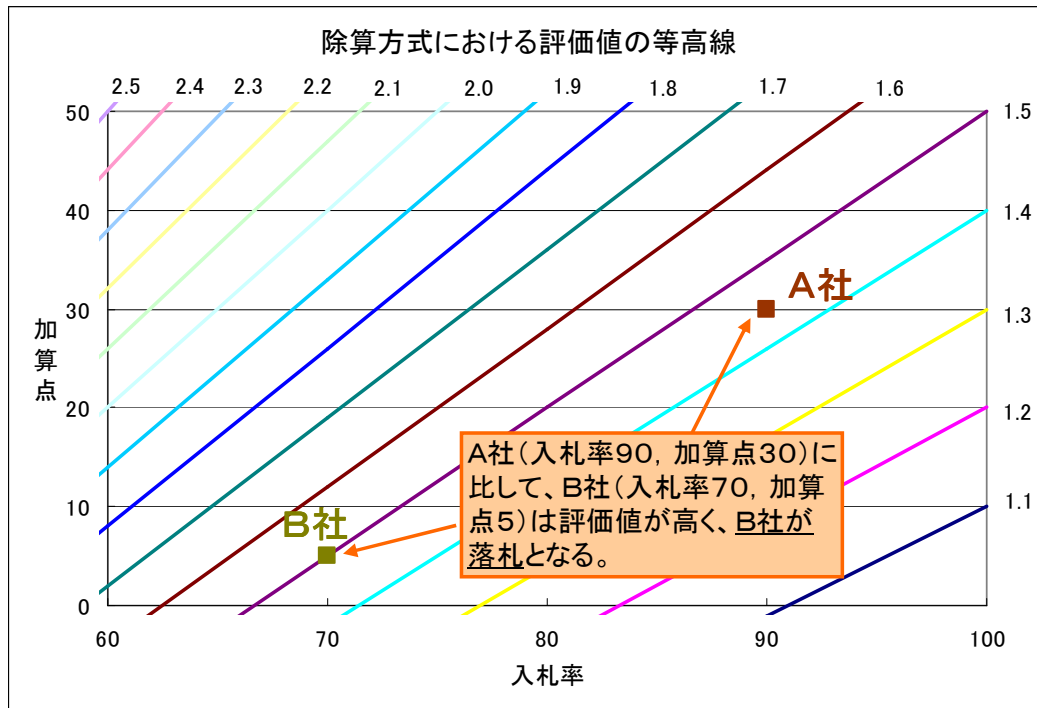
- ✕ C社は、『要件』を満たしていない。(予定価格を超過)
入札価格 > 予定価格
- ✕ A社は、入札価格(価格評価点)では上位だが、評価値がB社を下回る。

$$\begin{aligned} \text{評価値} &= \text{価格評価点} + \text{技術評価点} \\ &= (100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})) + \text{技術評価点} \end{aligned}$$
- B社は、要件をクリアし、評価値が最も高いので落札者となる。

図 加算方式における総合評価方式のイメージ

(2) 評価値の比較

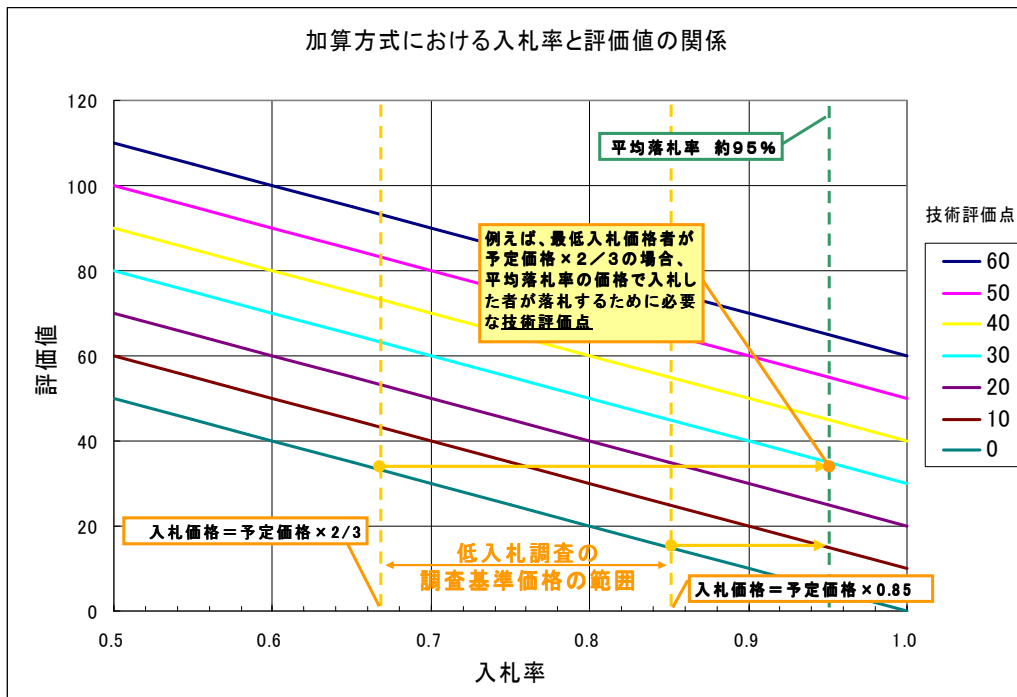
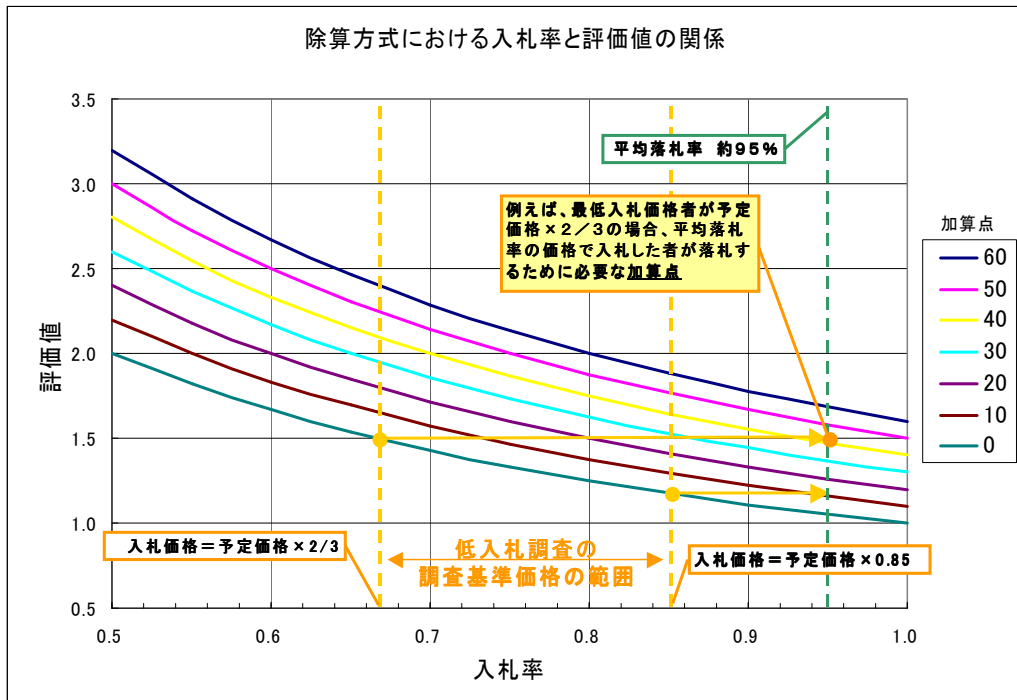
除算方式と加算方式の評価値を図化すると以下のとおりであり、除算方式と加算方式により落札者が異なる場合がある。例えば、低価格入札の懸念のある場合においては、加算方式を採用することにより、低価格入札による落札を回避できる可能性が高くなる。



(3) 入札率と評価値のシミュレーション結果

不良不適格業者（加算点あるいは技術評価点が0点と仮定）により低入札価格調査制度の調査基準価格（予定価格の3分の2から10分の8.5を乗じた価格）に相当する入札があった場合において、平均落札率にて最低価格入札者を上回る評価値を得るために必要な加算点又は技術評価点をシミュレーションにより求めた結果を以下に示す。

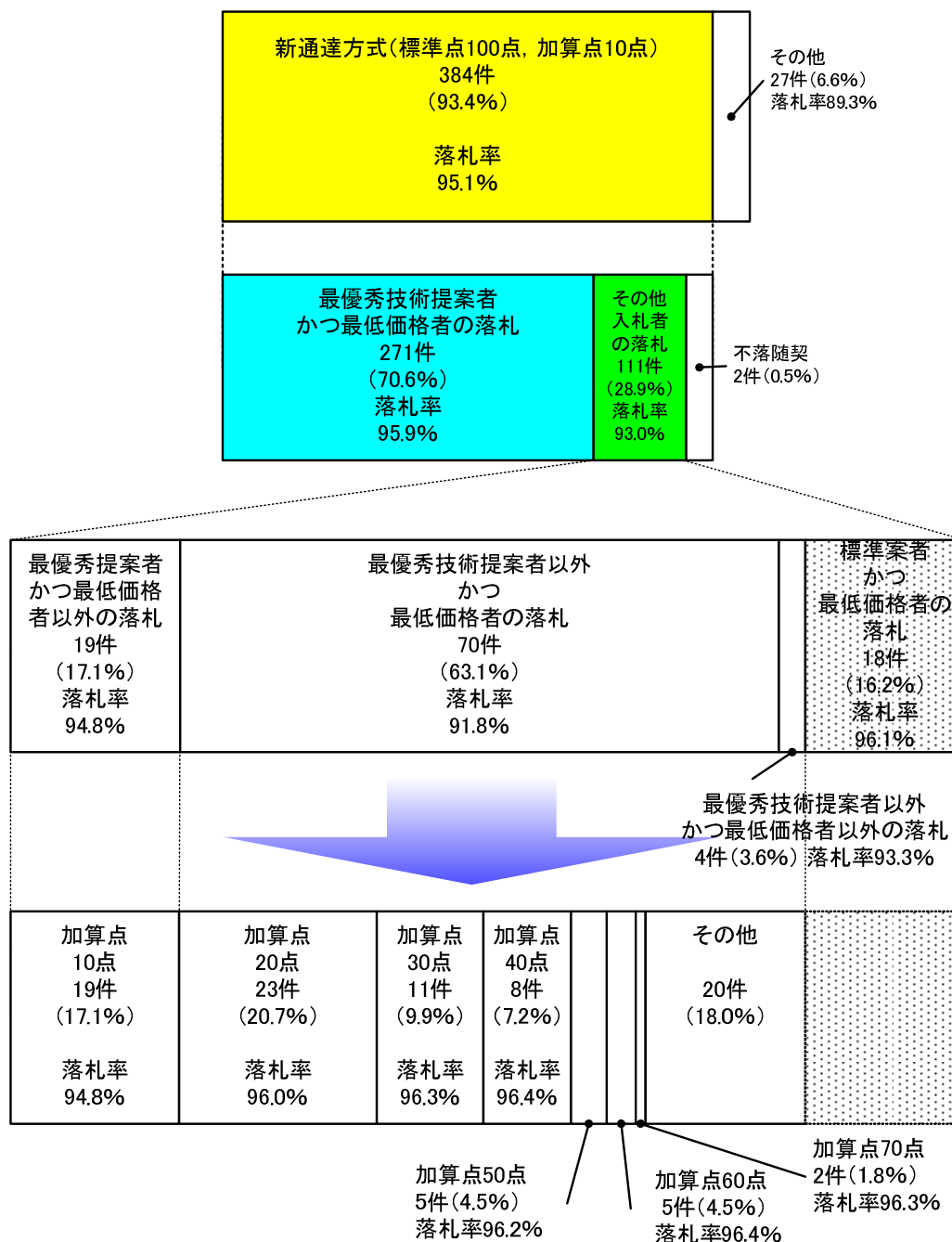
この図より、除算方式の場合には加算点が10～50点、加算方式の場合には技術評価点が10～30点必要となることがわかる。



(4) 新通達方式適用工事における加算点のシミュレーション結果

平成16年度に直轄工事において総合評価方式を適用した工事のうち、新通達方式にて加算点の満点を10点としている工事384件を対象に、加算点を変動させた場合の落札状況を以下に示す。

仮に加算点を50点満点とした場合には、5割以上の工事において、最優秀技術提案者が価格を逆転して落札し、その場合の落札率は数%上昇する結果となる。



加算点を大きくすることにより、最優秀技術提案者が落札者となる割合

参考 4 評価内容の担保

採用された技術的所見または技術提案の通りに施工がなされなかった場合は、それに伴い生じた実損害額に応じた契約金額の減額又は損害賠償請求を行うものとする。なお、実損害額については目的物の価値の低減分だけでなく通行規制日数の延長等社会的損失を含むものとする。

また、工事の仕様を満足できなかったことについて、工事成績評定の減点対象とする。

さらに、引渡後において、技術提案の不履行が確認された場合においても、再度施工の義務等を課すとともに、工事成績評定の減点を行うものとする。

表 技術提案内容の不履行に対する評価内容の担保の考え方

引渡前	引渡後
<ul style="list-style-type: none">・ 修補請求（約款第 31 条）・ 修補不可能な場合は、契約金額の減額又は損害賠償の請求・ 工期遅延の場合には、履行遅滞に伴う損害賠償の請求（約款第 45 条）・ いずれの場合も工事成績評定の減点	<ul style="list-style-type: none">・ 修補請求（約款第 44 条）・ 修補が困難または合理的でない場合、損害賠償の請求（約款第 44 条）・ いずれの場合も工事成績評定の減点

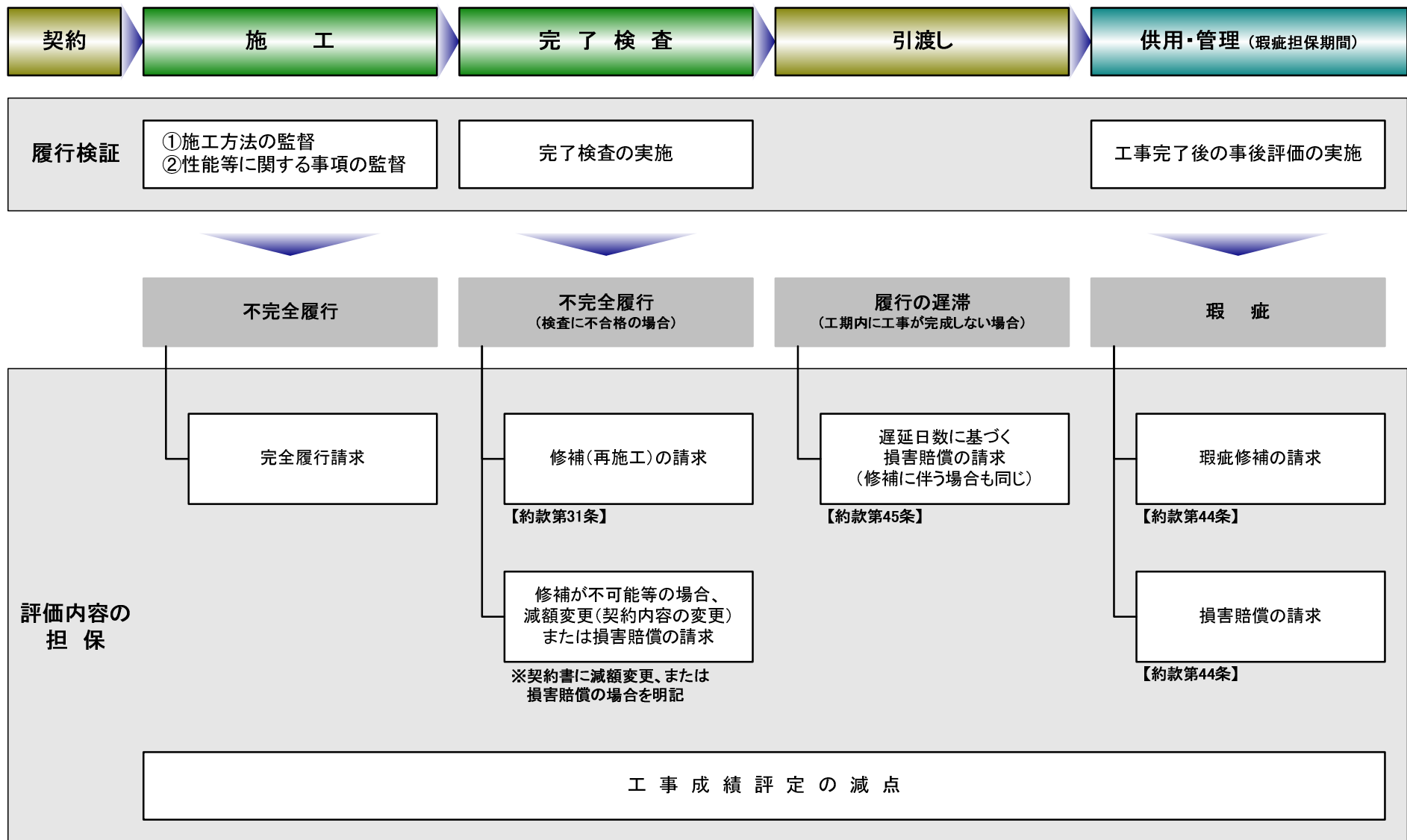


図 総合評価方式適用工事における履行検証と評価内容の担保の関係イメージ

参考5 発注者の体制の整備

総合評価方式は、従前の価格競争方式に比して、発注者に一層の技術的な判断や審査・評価等が求められるため、工事の内容が高度で技術提案の審査ができない等、発注関係事務を適切に実施することが困難である場合においては、発注者の責任のもと発注関係事務を実施することができるものの能力を活用するよう努める。

(1) 国、都道府県による発注者支援

国及び都道府県は次のような支援策を講ずるよう努める。

- ① 発注関係事務を適切に実施することができる者の育成に努め、講習会の実施や国、都道府県等が実施する研修への職員の受け入れを行う。
- ② 発注者より要請があった場合には、自らの業務の実施状況を勘案しつつ、可能な限り、その要請に応じ支援を行う。
- ③ 発注者が発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の選定に協力する。
- ④ 必要な情報の収集及び提供等を行う。

(2) 国、都道府県以外の者の活用

国・都道府県以外の者を活用し、発注関係事務の全部又は一部を行わせる場合は、その者が、公正な立場で、継続して円滑に発注関係事務を遂行することができる組織であること、その職員が発注関係事務を適切に実施することができる知識・経験を有している必要があること等に留意するものとする。

発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者については、当面、公共工事の設計、積算、工事管理等を行うことを目的に設立されている公益法人等を活用しつつ、民間企業を含む外部機関において、技術的能力及び公正性の確保がなされるよう必要な環境整備に努めるものとする。

発注者支援機関等に求められる資格要件について、中部地方整備局が作成した案を参考に示す。

(a) 発注者支援機関の認定

○発注者支援業務を実施することができる機関の認定要件等は以下のとおりとする。

○当面の間は各県の建設技術センター等及び建設協会を対象に試行する。

認定対象	資格要件等
支援機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公平性、中立性が担保されること ・ 土木工事に関する各種基準に精通していること（専門性の担保） ・ 法令の遵守及び高度な守秘義務が担保されること ・ 業務遂行に必要な技術者が確保できること 上記を総合的に判断し認定者が認めたものとする。

(b) 発注者支援業務の技術者の認定

○発注者支援業務を実施することができる技術者の資格要件等は下記のとおりとする。

認定対象	資格要件等
管理技術者	以下のイ～ハの全てに該当する者 イ：認定を受けた機関と恒常的な雇用関係がある者 ロ：「発注者支援業務等管理技術者認定試験（仮称）」に合格した者（有効期間：5年） ハ：「発注者支援業務等管理技術者講習会（仮称）」を受講した者（有効期間：5年）

認定対象	資格要件等	
担当技術者	※認定を受けた機関と雇用関係があり、以下の何れかに該当する者	
	業者選定	①以下のイ～ロの全てに該当する者 イ：「発注者支援業務等管理技術者認定試験（仮称）」に合格した者（有効期間：5年） ロ：「発注者支援業務等管理技術者講習会（仮称）」を受講した者（有効期間：5年）
	積算業務	①技術士（建設部門又は総合技術監理部門）の資格を有し、工事積算に関する業務を1年以上経験している者 ②二級土木施工管理技士の資格を有し、工事積算に関する業務を3年以上経験している者 ③公共工事の発注者としての実務経験が3年以上で、工事の設計・積算業務の経験を有している者
	監督業務	①技術士（建設部門又は総合技術監理部門）の資格を有し、施工管理に関する業務を1年以上経験している者 ②二級土木施工管理技士の資格を有し、施工管理に関する業務を3年以上経験している者 ③公共工事の発注者としての行政経験が10年以上で、施工管理に関する業務を3年以上経験している者
	検査業務	①以下のイ～ロの全てに該当する者 イ：「発注者支援業務等管理技術者認定試験（仮称）」に合格した者（有効期間：5年） ロ：「発注者支援業務等管理技術者講習会（仮称）」を受講した者（有効期間：5年）

(c) 認定機関

- (a)、(b)の認定は、当面の間、関係行政機関で構成される協議会等において実施する。